



会員募集します！

屋外作業に携わる会員さんが年々少なくなってきており、深刻な人手不足の状況で、この状況は今後も続くことが予想されます。剪定・除草（草むしり、機械）・屋外作業を続けていくためには、会員さんのご協力が必要です。ご理解いただき、屋外作業の新規会員の紹介と屋外作業への挑戦をお願いします。

会員さんの口コミが入会につながります。
健康維持に役立ち、仲間作りもできます。
近所の方やお友達を誘ってください。
新しく会員になる人を富来事務所に同伴された会員には、1人につき500円を支給します。



年度ごとの1,500円の年会費が月割り会費制になりました。年度途中、特に年度後半の入会申込者が入会を4月まで待つケースがかなり見受けられます。新規入会申込者を少しでも増やしたいので、初年度入会申込者に限り、4月～8月入会費が1,500円・9月～12月が1,000円・1月～3月が0円になります。よろしくをお願いします。ご連絡お待ちしております。



42-2170（富来事務所）



新規会員さんのご案内

川上 宏（堀松地区）

（令和3年12月1日～令和4年1月31日入会）

除草作業希望

平野 文男（土田地区）

片付け・簡単な農作業・事務整理業務希望

寺田 百合子（稗造地区）

屋内清掃作業希望

林 まき子（土田地区）

調理・食品関係作業希望

浜田 正義（甘田地区）

屋外軽作業

中田 一久（中甘田地区）

除草作業希望

平島 道子（西浦地区）

除草・屋内清掃作業希望

横山 勝美（高浜地区）

屋外軽作業



よろしくをお願いします。

<シルバー人材センターの適正就業について>



会員の働き方は、「請負」、「委任」、「派遣」の3種類があります。この種類に応じた働き方をすることを「適正就業」といいます。シルバー人材センターが提供する「請負」、「委任」、「派遣」の働き方の主な違いについて説明します。

	「請負」	「委任」	「派遣」
目的	会員が業務を完成させること	会員が業務を実施すること	会員が発注者の指揮命令に従い労働すること
会員の雇用	会員は雇用されない	会員は雇用されない	シルバー人材センターが会員を雇用する
指揮命令	発注者は会員に指揮命令できない	発注者は会員に指揮命令できない	発注者は会員に指揮命令できる
保険	シルバー保険	シルバー保険	労災保険
賃金など	配分金	配分金	賃金



「請負」・・・仕事の完成を目的とする業務

(清掃、除草、植木の剪定、宛名書き、障子貼など)

「委任」・・・仕事の完成ではなく仕事の実施を目的とし、発注者の指揮命令が必要ない業務

(事務処理、高齢者の見守り、話し相手など)

「派遣」・・・発注者の指揮命令が必要な業務

(自動車の運転、調理補助、介護補助など)



センターでは、お客様から仕事の注文を聞いてから内容が安全就業と適正就業を満たすことを確認して会員に紹介します。

初めての就業場所は、なるべく会員さんと一緒に現場を確認したいのですが、時間がなく出来ない場合は、会員さんの今までの経験と技能面で判断をお願いします。時間がある時に現場を確認したいと思います。危険が伴う現場は断ってください。また、事務局から断わりを入れますので連絡をお願いします。



ご協力をお願いいたします

<お知らせ>

会員の携帯電話にショートメッセージ(SMS)でセンターからのお知らせを一斉送信するサービスを開始しています。安心して利用してください。



(携帯電話番号を用いた短文でのメッセージです。)

携帯電話をお持ちで、シルバーに携帯番号の登録されていない方は連絡ください。また、番号を変更された方も連絡をお願いします。なお、シルバー人材センターからの連絡のみとなり返信はできません。

<事務局からのお願い>



富来の用具倉庫は、酒見はまなす園横から管理がしやすいように、富来支所(倉庫向かって一番左と二番目)へ移動しました。

用具使用の際は、事務所までお願いします。

事務所が休みの際は、濱口会員が鍵を持っているので連絡して使用してください。

シルバー用具は、会員みなさんで使うものなので、大切に使ってください。修理に出す回数が増えています。壊れてしまっても買い替えの補充はできません。自分の用具と同じ扱いをお願いします。



また、使った後は元の場所へ戻してください。

壊れた用具を修理に出すときは、必ず事務局へ連絡し、修理にだす店舗には必ず修理に出した方の名前を伝えてください。

シルバーの軽ダンプ・トラック・0.7tダンプも会員みなさんで使うものなので、**大切に**使ってください。

軽ダンプ・トラックのガソリンが使用后少なかったら必ず補充し、汚れたら掃除もお願いします。

もし、**車をぶついたり破損した時は、必ず報告**してください。

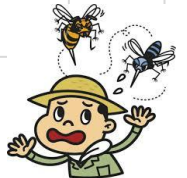
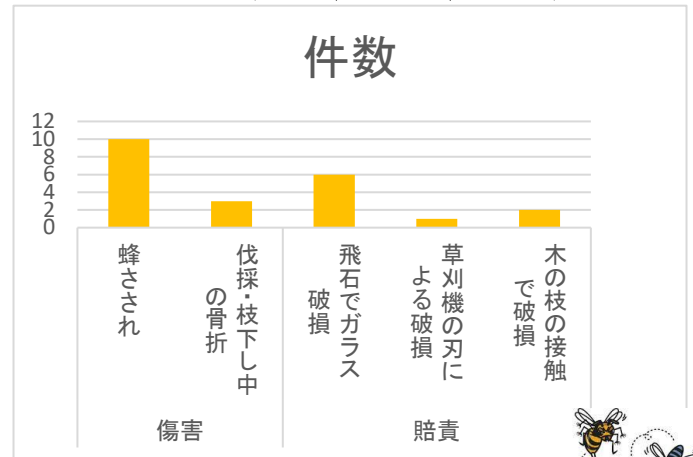


令和3年度事故状況報告

(R3.4月～12月まで)

事故の状況		件数
傷害	蜂さされ	10
	伐採・枝下し中の骨折	3
賠償	飛石でガラス破損	6
	草刈機の刃による破損	1
	木の枝の接触で破損	2

合計 22件



令和3年度12月までの事故発生は22件です。
今年度も蜂刺されがトップです。続いて草刈機による飛石です。
そして、枝下し中・荷台からの転落による骨折が3件になります。
蜂・飛石・転倒(転落)による骨折、この3点が特に気を付けないといけ
ない重要な点になってきます。

蜂は、作業前に蜂が飛んでいないか・蜂の巣がないか確認して、作業に入
ってください。必ず、蜂スプレーを各自準備してください。

飛石は、飛散防止ネットを使用して、車はできるだけ石が飛ばないように
所に移動してください。

転倒・転落は、現場状況確認などをお願いします。

ハシゴや脚立などを使用する作業の時は、安定した場所に設置し、
必ず他の人が支える・見守ることとし、単独で作業しないでください。

ヘルメット・安全帯は必ず着用してください。

打ちどころによっては命に関わる重大事故になります。

マンネリ化、慣れ、油断(うっかり・ぼんやり)、過信(大丈夫・もう少しだから)
安全用具の不使用など、不安全行動とエラー(うっかりミス)を
繰り返すことが事故につながっています。

事故発生には必ず原因があり、事故は未然に防止することができます。

防げない事故はありません。安全対策の徹底と

家を一步出た時から、帰宅するまで安全に心がけ、一人ひとりが
安全の基本を守る心構えが必要です。

「自分の安全は、自分で守る」という意識が大切です。

令和2年度～4年度 全国統一安全スローガン

いつまでも 働く喜び 無事故から

